

都道府県	(イ) 消防機関と医療機関の連携体制						(ワ) 県境を越える患者の搬送体制					
	① 医療機関の窓口体制	② 消防機関における体制	③ メディカルコントロールの活用	④ 都道府県における体制	⑤ 民間における体制	⑥ 民間における体制	⑦ 民間における体制	⑧ 民間における体制	⑨ 民間における体制	⑩ 民間における体制	⑪ 民間における体制	⑫ 民間における体制
都道府県	<p>① 医療機関の窓口体制</p> <p>消防機関等からの搬送照会に対し、平日は受付体制がとられていない場合、窓口担当医師等の受入判断を行っているが、直ちに医師等の受入判断を行える体制が確保されているか。</p> <p>消防機関等からの搬送照会に対し、平日は受付体制がとられていない場合、窓口担当医師等の受入判断を行っているが、直ちに医師等の受入判断を行える体制が確保されているか。</p>	<p>② 消防機関における体制</p> <p>救急医療機関において、消防機関からのホットラインが敷設されているか。また、ホットラインの対応者は医師等と定められているか。</p> <p>救急医療機関において、搬送照会に係る回答記録を作成しているか。</p>	<p>③ メディカルコントロールの活用</p> <p>全ての救急隊に救命救急士や救急救護隊修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されているか。</p>	<p>④ 都道府県における体制</p> <p>救急隊において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能か。また、消防本部に妊婦の救急搬送に際し、医療機関への連絡方法等を示した手順書等があるか。</p>	<p>⑤ 民間における体制</p> <p>現地の救急隊のみでは搬送受入照会が困難な場合、救急隊と指令センター双方が早期に連絡し照会を行う等の体制がとられているか。</p>	<p>⑥ 民間における体制</p> <p>地域メディカルコントロール協議会における連絡ルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。その場合、搬送照会等の対応を行った医療機関が予め定められているか。</p>	<p>⑦ 民間における体制</p> <p>自県内の搬送先医療機関の選定に因り搬送する他の都道府県等の必要な情報にもアクセスできるよう、パスワードの提供を行つてその共有化が図られているか。</p>	<p>⑧ 民間における体制</p> <p>救急医療情報システムの画面上で隣接する他の都道府県等の必要な情報をもアクセスできるよう、パスワードの提供を行つてその共有化が図られているか。</p>	<p>⑨ 民間における体制</p> <p>自県内の搬送先医療機関の選定に因り搬送する他の都道府県等において、隣接する都道府県等に搬送に係る何らかのルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。その場合、搬送照会等の対応を行つた医療機関が予め定められているか。</p>	<p>⑩ 民間における体制</p> <p>隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>⑪ 民間における体制</p> <p>隣接県への搬送する際、搬送に係る何らかのルールを定めている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>⑫ 民間における体制</p> <p>隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>
20 茨城県	<p>・ 消防機関からの搬送照会への対応についての調査では、医師等の受入判断を行なう者が直接対応している医療機関は、平日の昼間: 54(71%)、夜間・休日: 50(65.8%)という結果でした。</p> <p>・ 「その他の方々」とする医療機関は、「受付者(看護師・事務職員)が担当医師に状態等について伝え指示を得る」等としている。</p> <p><消防機関からの搬送照会への対応方法></p> <p>・ 受付者(看護師・事務職員)が担当医師に状態等について伝え指示を得る。</p> <p>・ 受付者が対応可能な医師に状態等について指示を得る。</p> <p>・ 照会対応マニュアルの作成についての調査では、作成している医療機関は 26(34.2%)という結果でした。(回答数: 76)</p> <p>・ また、照会対応マニュアルを作成している医療機関において、当該マニュアルを消防機関と情報共有している医療機関は、8(32.0%)という結果でした。(回答数: 25)</p> <p>・ なお、消防機関からの搬送照会への対応について、平日の昼間若しくは夜間・休日に「その他の方々」とする医療機関(30)における照会対応マニュアルの作成については、作成している医療機関は 7(23.3%)という結果でした。(回答数: 30)</p>	<p>・ 消防機関からのホットライン(消防病院と病院の救命救急室を繋ぐ専用電話)の敷設についての調査では、応答記録を作成している医療機関は 25(32.5%)という結果でした。(回答数: 77)</p> <p>・ 搬送照会に係る回答記録の作成についての調査では、応答記録を作成している医療機関は 17(22.7%)という結果でした。(回答数: 76)</p> <p>・ 東内の救急隊は 116 隊あり、救急救命士を常時運用している救急隊が 92 隊(79.3%)、一部運用が 1 隊(0.95%)であり、全く運用していない救急隊は 13 隊(11.2%)となっている。</p> <p>・ なお、救急隊(救急隊)修了者は全ての救急隊で常時運用されている。(回答数: 14)</p> <p>・ また、応答記録を作成している医療機関において、医師等による事後検証など定期的な検証を行なっている医療機関は、11(64.7%)という結果でした。(回答数: 17)</p>	<p>・ 全ての救急隊に救命救急士や救急救護隊修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されているか。</p>	<p>・ 現地の救急隊のみでは搬送受入照会が困難な場合、救急隊と指令センター双方が早期に連絡し照会を行う等の体制がとられているか。</p>	<p>・ 地域メディカルコントロール協議会における連絡ルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。</p>	<p>・ 平成19年中に県内医療機関で受入が困難な救急患者を県外に搬送した事例は17(1.16%)消防本部で1例の報告があった。(回答数: 14)</p> <p>・ その他、救急隊では搬送受入照会は行わずて司令センターで行なっている消防本部と携帯電話不感地域への出動時のみ協力体制をとっている消防本部がそれぞれ1本ずつあった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 関係への搬送する際、搬送に係る何らかのルールを定めている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 隣接県への搬送する際、搬送に係る何らかのルールを定めている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>	<p>・ 隣接県から救急医療情報システムのパスワードの提供を受けている消防本部はなかった。(回答数: 14)</p>
21 岐阜県	三次周産期医療機関及び救命救急センターにおいては、ほとんどが医師等が直接対応する体制がとられている。一部の医療機関のみ事務者が対応しているが、判断できる医師に連絡する体制が取られている。	速やかに対応する院内体制は確保されている。	三次周産期医療機関及び救命救急センターにおいては、ほとんどが医師等が直接対応する体制がとられている。一部の医療機関のみ事務者が対応しているが、判断できる医師に連絡する体制が取れていることからホットラインを検討していない。	三次周産期医療機関及び救命救急センターにおいては、ほとんどが医師等が直接対応する体制がとられている。	配備されている。	県レベルのマニュアルを作成している。	各消防署において、必要な体制が取られている。	現在、特にメディカルコントロール協議会での実績は行なわれていない。今後、マニュアルの周知や課題の検討を行っていただくよう進める。	件数を把握している。	他県からの受け入れは行なうが、搬送はしないという高度医療機関であり、地域の実情(隣県の医療機関が近い等)によって各医療機関による連携体制がとられている。	パスワードの共有を行っていない。	
22 静岡県	最初の応答者が医師・看護師の病院が明文化。応答マニュアルは6割の病院が明文化。	ホットラインの設置病院は6割。設置病院のうち8割は医師・看護師が応答し直ちに救急部門へ転送。	8割の病院が応答記録を作成。	配備されている。	観察は可能である。妊婦の救急搬送に関する手順書等はない。	体制がとられている。	県内全域で地域メディカルコントロール協議会を設置(8地図)。事後検証会等を開催し検証・相談・助言を行っている。	県境を越える搬送実績があることは承知しているが、疾患別による搬送先医療機関やその件数等については把握していない。	救急搬送業務に市町村の業務であるとして承知していない。なお、県のドクターヘリの運用にあたっては、武知県、神奈川県との間で相互に応接出動することがある。	困ることは可能である。	困ることは可能である。	
23 愛知県	救命救急センターにおいては、消防機関等からの搬送照会に対し、担当医が直接対応する体制がとられている。	全救命救急センターにホットラインの敷設がされている。	救命救急センターで、搬送照会に係る回答記録を作成している。	配備されている(消防本部数 37 消防本部)	可能な消防本部数(4消防本部)手順書等のある消防本部(33消防本部)	体制がとられている消防本部数(10消防本部)	国の通知に基づく常時指示体制はどちらで実施している。	本県では、常軌化した県外搬送の実施はないと承知している。	本県では、常軌化した県外搬送の実施はないと承知している。	搬送を行う救急隊が患者の希望等により判断し、搬送を行なっているものと理解している。	隣接する他の都道府県等との必要な情報の共有化等は図っていない。	
24 三重県	とられている	敷設されている	作成していない	配備している	観察可能。手順書は無い。	無	有	把握している	定めている	共有化されている(奈良県、和歌山県)		
25 滋賀県	33病院中17病院でとられている。 体制が確保されていない病院 10病院 内訳 ・マニュアル作成 10/16病院 うち、情報共有 3/10病院	ホットラインの敷設 58% うち、対応者が医師等と定められている病院 58%	作成率 55%	配備されている。	可能である。 消防学校教習科では、妊婦に関する教育科目があり、全ての救急隊員は習得している。 4消防本部で教育訓練を実施している。手順書はない。	現地の救急隊と指令センターとが連絡し照会している。	7地域のうち、3地域で体制が整備されている。	他県の医療機関への搬送数は把握していない。	困っていない。			

都道府県	(2) 救急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門との連携		(イ) 周産期救急情報システム		(ア) 地域における産科医療体制の確保		(イ) 地域における産科医療体制の確保		(ア) 妊婦健診の受診動向 (イ) 妊婦健診検査		(イ) 公費負担の実施	
	医療機関の救急部門において妊婦の搬送会を受けた場合、必要に応じ、産科部門に確実に連絡がとれる等両部門間の連携体制が確保されているか。	産科部門を有する医療機関において、他の部門の診療を必要とする患者の搬送紹介を受けた場合、同一又は県内同一医療圏の他の医療機関の救急部門等に連絡がとれる等連携体制が確保されているか。	一般的な救急医療情報システムでの対応が困難な場合の患者搬送に備え、必要に応じ、消防機関が周産期救急情報システムを利用できる体制がとられているか。	医療計画において、産科に係る医療体制が構築されているか。	問題となつた過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	問題となつた過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	県下の医療機関における分娩費用を把握しているか、その上で、適当な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	都道府県において、特に夜間・休日に搬送される妊婦の分娩費用を把握しているか、その上で、適当な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	都道府県の市町村において、妊娠健診検査の受け動向を行っているか。また、妊娠健診検査に公費負担措置がなされている旨の周知を図っているか。	県内の各市町村において、妊娠健診検査の費用について十分な公費負担措置がなされている旨の周知を図っているか。	都道府県において、妊娠健診検査の費用について十分な公費負担措置がなされている旨の周知を図っているか。	
20 長野県	・ 救急告示医療機関で産科を稼働している医療機関31のうち23機関から回答があり、そのうち産科の救急搬送を受け入れている機関は15機関であった。 ・ 救急部門において妊婦の搬送会を受けた場合、必要に応じ同様の産科部門に確実に連絡がとれる等連携体制が確保されている医療機関は13(88.7%)であった。(回答数:16)	・ 産科部門を有する医療機関において、他の部門の診療を必要とする患者の搬送紹介を受けた場合、同一又は県内同一医療圏の他の医療機関の救急部門等に連絡がとれる等連携体制が確保されているか。	・ 産科部門を有する医療機関において、他の部門の診療を必要とする患者の搬送紹介を受けた場合、同一又は県内同一医療圏の他の医療機関の救急部門等に連絡がとれる等連携体制が確保されているか。	・ 現在策定中の第5次長野県保健医療計画において、「周産期医療」に開設された「周産期母子医療センター」と「周産期母子医療センター及び産養・産支接」の4つの医療機能を明確化し、二次医療圏ごとに対応する医療機関名を明示している。	・ 平成12年9月に長野県周産期医療計画において、「周産期医療」に開設された「周産期母子医療センター」と「周産期母子医療センター及び産養・産支接」の4つの医療機能を明確化し、二次医療圏ごとに対応する医療機関名を明示している。	・ 本県において今まで問題となつた搬送症例はないものと認識している。	・ 保健所が中心となり、二次医療圏ごとに地域医療連携会を開催し、産科医療機関や産科医師の動向を把握するとともに、地域の実情に応じた対策を講じている。 ・ 各医療機関の分娩費用については、母子手帳交付時の説明など、すべての市町村において啓発が行われている。また、ホームページへの掲載や広報誌への掲載などの方法で啓発している市町村が28市町村ある。	・ 母子手帳交付時の説明など、すべての市町村において啓発が行われている。また、ホームページへの掲載や広報誌への掲載などの方法で啓発している市町村が28市町村ある。	・ 公費負担措置がなされている旨の周知は、上記啓発に合わせて各市町村において行われている。	・ 平成20年度は、すべての市町村において5回以上は相当額以上の助成を予定しており、国が示す最低基準を満たすことになる。		
21 岐阜県	各医療機関内において連携がとれている。	周産期医療ネットワーク体制により、体制を確保している。	現在、消防の救急応需情報と、周産期医療情報システムが連携していないところがある。システム改修により対応予定。	保健医療計画の中で、周産期医療ネットワーク体制を明確にしている。周産期医療ネットワーク体制の中で、かかりつけ医がない場合や不在の場合の対応について、二次周産期医療機関を設置し、対応を依頼している。	三次周産期医療機関及び救命救急センターにおいては、多くの検証を行なったが、一部では実施されている。 消防機関においては、救急活動の医学的視点から医師による事後検証は実施しているが、搬送に関する検証が実施されていない場合もある。	大学及び医師会等と連携をとり進めている。	分娩費用については把握していない。	各市町村、保健所、県広報紙などで啓発を行なっている。	各市町村において、公費負担が行なわれている。			
22 茨城県	7割以上の病院で円滑な連携体制が確保されている。	7割以上の病院で円滑な連携体制が確保されている。	周産期医療情報システムを整備している	周産期医療情報システムでは体制を推進している。 しかし医師不足のため、分娩取扱い医療機関が十分確保できているとは言い難い。	過去に、問題となつた搬送症例はない。	産科医が不足してといふ状況は把握している。 医師確保対策も積極的に進めている。	分娩費用は把握していない。産科医が確保できるよう分娩費用の値上げが必要である。	実施している	20年度から回数増となるので、それに合わせて各種広報を実施予定。	県内市町は20年度から、全て5回以上公費助成する。		
23 愛知県	救急部門と、産科部門との連携状況(は、会議や、マニュアルにより、病院として緊急統一が図られるうえで、18病院中13病院が「病院にかかわらず産科に必ず連絡する」と回答した。(注:全救命救急センター13と全周産期母子医療センター2を対象に調査した。但し実施する病院が7箇所あるため、病院数は18)	産科部門で他診療科との連携状況(は、会議や、マニュアルにより、病院として緊急統一が図られるうえで、18病院中17病院)が連携できている。「それ以外との診療科は18病院中14病院)が連携できていると回答した。 産科部門で他医療機関との連携状況は、18病院中、6医療機関にとどまっている。	周産期医療システムは、ハイリスク妊娠等に対応する2次及び3次医療機関につなく産科医療機関相互の情報システムのため、消防機関が直接に周産期医療システムを利用できる体制はとどまっている。	周産期医療システムにより、ハイリスク妊娠等の受入には対応しているものの、産科医療機関相互の情報システムのため、消防機関が直接に周産期医療システムを利用できる体制はとどまっている。 産科部門で他医療機関との連携状況は、18病院中、6医療機関にとどまっている。	ハイリスク妊娠を受入れるため、1つの総合周産期母子医療センター、11の地域周産期母子医療センター、4大学病院等協力医療機関が十分に確保されているとまで言い難い。 特に、夜間の分娩対応について、名古屋市以外では、産科における輸送体制を組めるほどの医療機関がないこと、また現実に行われている当直やインコール体制での医師の夜間勤務体制では、24時間体制を必要とする産科医療では、十分な医療体制といえるのか否が複雑な現実である。	地域における産科医療体制の確保という観点から、産科の搬送症例について検証する場はない。 しかしながら、産科のみならず救急医療体制の確保という観点から、救急救命救急センター・医療等が異なる会議において、発熱的に産科の搬送症例について議論したことはある。また、周産期医療協議会に県の消防保安課が参加し、産科の搬送症例について議論したことがある。	愛知県産婦人科医会による平成18年度分娩費用調査結果 正常分娩平均金額 名古屋地区 351,231円 尾張地区 373,344円 三河地区 359,727円 正常分娩費用は、自由診療のため指導原則は原則ないと考える。	19年度から愛知県所管の全市町村(政令市、中核市以外)で5回以上の公費負担検査実施となる予定である。 (19年8月現在) 公費負担回数 全国平均 2.6回 愛知県平均4.2回				
24 三重県	確保されている	確保されている	利用できない	産科医療体制は確保されている。県内において空白時間帯は存在しない。	確立している	行われている	医師・産科医師・産科助産師(夜勤・休日なし)により、2年に1回産科医の充足状況を把握している。その上で医師確保対策に取組を実施している。	把握していない	実施している	県内全ての市町において、平成20年4月から現行の2回から5回に助成回数を増やす予定となっている。		
25 滋賀県	各医療機関で、救急部門と産科部門への連携体制が確保されている。	院内での他部門との連携体制は整っている。他院への連絡や相談体制をとっているところもある。	今年度、周産期救急情報システムの改修を行い、救急システムと連携できる予定。	周産期医療体制は整備されており、周産期医療ネットワークにより、ハイリスク妊婦・新生児の緊急搬送システムを構築している。	問題となるような、照会回数が多く、時間を要した事例は少ない。	調査等で把握に努めている。周産期医療体制においては把握している。 取組については、県内における医師の地域偏在・医療機関に對応するため、医師の確保や離職・職能防止等にかかる対策を「滋賀県医師確保総合対策事業」として多方面から実施している。	把握していない	妊婦自身でリスクの自己評価を行なうように、母子手帳別冊にリスクスコア票を掲載し、啓発している。	母子手帳交付時に受診勧奨を行うとともに、公費負担の制度についても説明を行っている。	公費負担の回数増加にむけて、県内市町が現在調整中。		

(1) 緊急搬送に対する支援体制 (ア) 緊急医療情報システム											
都道府県	① 更新頻度			② 入力情報			③ 表示内容			備考	
	救急医療情報システムを導入している医療機関において、空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。 していない場合、救急隊からの搬送頻度はどのようない状況か。即時性は確保されているか。	システムに登録している医療機関における空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。 していない場合、救急隊からの搬送頻度はどのようない状況か。即時性は確保されているか。	システムの管理者(都道府県又は事業者を受託した機関)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っている医療機関に対して、その督促を行う等のフォローを行っているか。	都道府県において、応急情報等に係る定義や表示項目を適切で理解しやすいものとした上で、システム参画医療機関及び地域の消防本部にその周知を図っているか。	「受入可能」と表示している医療機関がほぼ毎日同じである等、表示内容が事実上固定されているか。	システムの管理者や地域の消防本部が、表示内容を確認し、誤りがないか等事実関係について照会を行っているか。					
26 京都府	導入している	1日2回必須、その他随時・更新データは速やかに提供データに反映されている。	入力者がシステム等に精通している割合 99%	入力者が空床情報等の確認を行って緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっている割合 91%	夜間・休日において、入力者が不在である、入力端末(コンピューター)の電源が切られている、又は、室内に世情管理されている等事実上入力が行えない状態となっているか。	情報センター職員が直接行っている、医療機関や消防機関の意見等を踏まえシステムを見直し、4月から新システムで運用予定	「産科」の区分が設けられている	固定されていない	明らかな誤りについては、職員が機関に確認の上修正		
27 大阪府	導入している	状況変わる度(29病院)、1日2回以上(107病院)、1回(16病院)、2~3回に1回(6病院)、ほとんど更新せず(9病院)未回答(2病院)	精通している(114病院)、やや精通(42病院)、あまり精通していない(8病院)、その他(15病院)、未回答(3病院)	行っている(143病院)、行っていない(15病院)、その他(10病院)、未回答(6病院)	伝達される(125病院)、入力可(24病院)、入力不可(31病院)その他(7病院)未回答(6病院)	常にしている 1機関行ったことがある 10機関行ったことがない 22機関その他(不具合が生じたとき 申し入れ) 1 機関			常にしている 1機関行ったことがある 7機関行ったことがない 23機関その他(不具合が生じたとき 申し入れ) 3機関		
28 兵庫県	導入している	更新頻度等について医療機関に確認のうえ点検を実施したところ、多くの医療機関では1日に2回は更新しているところである。また、入力者がシステムに精通している割合及び入力者が空床情報等の確認を行っている割合も約8割程度となっておりに比して、緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みとなっている医療機関は約7割となっており、若干低くなっている。	入力者がシステム等に精通している割合 84.3%	入力者が空床情報等の確認を行っている割合 79.8%	緊急処置等の状況が入力者に伝達される仕組みの整備 70.4%	・定期更新が行われない場合は、メール、FAX、電話による督促を行い徹底を図っているほか、H19年12月に定期更新以外でも状況変化に応じた情報更新を図るよう参加医療機関に通知している。	・システム変更等に応じて説明会を開催し、周知を図っている。	・定期的に入力するすることとしており、固定化はしていない。	・説明があるとの連絡に対しては照会を行ふこととしている。		
29 奈良県	導入している	1日2回(32病院)、3回(7病院)、4回(2病院)、随時(3病院) (即時性の確保) 合致(42病院)、合致していない(4病院)	平日:医師(1病院)、看護師(3病院)、事務職員(42病院)、警備員(1病院)	ある(28病院)、なし(18病院)	(代替入力者が確保されている)いる(44病院)、いない(2病院) (休日夜間:医師(3病院)、看護師(3病院)、事務職員(40病院)、警備員(2病院)	1日2回更新の督促を実施(センターから督促)	図っている。(毎年講習会を実施)	区別していなかったが、システムを改良し対応済み	更新状況を確認し未更新の医療機関には督促を実施(センターから督促)	更新状況を確認し未更新の医療機関には督促を実施(センターから督促)	
30 和歌山県	導入している	分担取扱い救急医療機関(全14機関)の多くが、少なくとも1日2回の更新を行っている。	ほとんどの分担取扱い救急医療機関では、入力者が空床状況等の確認を行っている。	分担取扱い救急医療機関の多くで緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みとなっている。入力者は伝達する仕組みがない場合でも、システムの端末で手術室の状況が分かるようになっている。入力者が必要に応じて黒会を行なっている。	システムの自動督促メールにより、更新を行っていない医療機関に対して督促を行っている。また、必要に応じシステムの管理者が督促を行っている。	現行システム導入時(平成17年7月)までに医師会、病院協会など医療機関関係者が構成メンバーである県地盤保健医療協議会保健医療情報システム専門委員会において、システムの内容について説明を行なうなど消防本部への周知を図るものとし、その後毎月実施している。また、導入時には県消防長会総会でシステムについて説明を行なうなど消防本部への周知を図るものとし、その後毎月実施している。なお、導入後においても、システムの管理者である救急医療情報センター事務局職員が、システム参画医療機関からの電話照会に応じる体制をとっている。	受けていない。	入力内容は基本的に更新されおり、表示内容が固定されているということはない。	システムの管理者等が、一般県民からの電話照会があった時に、案内先の医療機関に対して、確認を行っている。		
31 鳥取県	導入している	原則1日1回更新している。 即時ではないが、この更新で特に問題は生じていない。	入力する体制が確保されている。		行っている。(具体的に?)	周知を図っている。	官公署医療情報は診療科が分かれるようになっているが、空床情報には診療科による仕分けは無い。	固定されていない。	行っている。		
32 島根県		島根県では救急医療情報システムは導入しておらず、搬送照会は専用回線電話・救急無線等により行われている。 当県の実情として、各地域で救急搬送の受入れを行う病院は限られており、特に産科については多く少数の特定の救急病院しか該当しない。 この実情は、消防機関の救急隊にも周知されており、救急隊からはその少數の特定の救急病院に對して照会が行われる状況にある。 このため当県では、近接地域の多数の医療機関から受入可能な病院を選択することを目的とした当該システムが有効に活用される状況にはないと考えられ、消防機関・医療機関からも当該システムが利用できなため支障が生じている旨の意見・報告が寄せられることもない。									
33 岡山県	導入している	更新頻度が少ない医療機関も見受けられるが、遅延正に更新されている。	システム入力体制については、遅延正に確保されている。		岡山県から、更新のない医療機間に對して、朝夕2回督促を行っている。	運用開始時に周知しているが、システムの画面上でも周知を図っている。	「産科」の区分が設けられている	表示内容が事実上固定されている医療機関も見受けられる。	消防本部において表示内容の確認等の照会を行っている。		

都道府県	(イ) 消防機関と医療機関の連携体制					(ウ) 県境を越える患者の搬送体制				
	①医療機関の窓口体制	②消防機関における体制	③メディカルコントロールの活用	④県境を越える患者の搬送体制						
都道府県	<p>①医療機関の窓口体制</p> <p>消防機関等からの搬送照会に対し、平日受入判断を行える体制がとられているか。また、直ちに医師等の受入判断を行える者が直接応対する体制がとられているか。</p>	<p>②消防機関における体制</p> <p>上記体制がとられない場合、窓口受入判断を行える体制が確立されている割合 100%</p> <p>マニュアルの作成 5.7%</p> <p>消防機関への情報提供 8%</p>	<p>③メディカルコントロールの活用</p> <p>救急医療機関において、搬送照会に係る照会記録を作成しているか。</p>	<p>④県境を越える患者の搬送体制</p> <p>白県内の搬送先医療機関の選定に因難をきたす場合等において、搬送する他の都道府県等の応需情報にもアクセスできるよう、パスワードの提供を行なう等その共有化が図られているか。</p>						
26 京都府	<p>基本的に直ちに対応されているが、時々間帯で体制は異なる。</p>	<p>上記体制がとられない場合、速やかに受入判断を行える体制が確立されている割合 57.6%</p> <p>対応者は医師等と定められている割合 22%</p> <p>消防機関への情報提供 8%</p>	<p>作成している割合 65%</p>	<p>配置されている</p>	<p>全ての救急隊において妊娠を前提とした傷病者の観察が可能である。</p> <p>また手順書等がある救急隊の割合は 40%</p>	<p>すべて体制がとられている</p>	<p>体制がとられている割合 33%</p>	<p>把握している</p>	<p>定めていない</p>	<p>一部対応(兵庫県、大阪府、奈良県)</p>
27 大阪府	<p>はい(21病院)、いいえ(36病院)、その他(10病院)、未回答(4病院)</p> <p>(照会応答マニュアルの作成)作成されている(28病院)作成されていない(24病院)その他(2病院)</p> <p>マニュアルの共有共有されている(2病院)共有されていない(35病院)その他(2病院)</p>	<p>確保されている(44病院)、確保されていない(9病院)その他(4病院)</p> <p>(照会応答マニュアルの作成)作成されている(28病院)作成されていない(24病院)その他(2病院)</p> <p>マニュアルの共有共有されている(2病院)共有されていない(35病院)その他(2病院)</p>	<p>数設されている(60病院)、数設されていない(7病院)その他(3病院)未回答(11病院)</p> <p>(対応者)医師(19病院)、医療従事者(30病院)事務職員(30病院)、その他(7病院)</p>	<p>配備されている</p>	<p>1) 救急隊において、産科・周産期傷病者を前提とした傷病者の観察が可能ですか。 ア 全ての救急隊で可能 29 機関 イ 一部の救急隊でのみ可能 2 機関 ウ その他 3 機関 (一部の救急隊でのみ不可能)</p> <p>2) 産科・周産期傷病者の救急搬送に就し、医療機関への連絡方法等を示した手順書等がありますか。 ア ある 1 機関</p>	<p>体制がある 体制は整備していない その他(状況に応じて連携) 3 機関</p>	<p>26 機関 5 機関 4 機関 27 機関 3 機関 (検証会議や救命Cで可、病状はあり等)</p>	<p>地域メディカルコントロール協議会において、産科・周産期傷病者の救急搬送支援に係る相談・助言を行なう体制がとられていますか。</p>		
28 兵庫県	<p>搬送照会に対し直ちに受入判断を行える者が直接対応する仕組の整備 69.5%</p> <p>・ 上記体制がとられない場合、速やかに受入判断を行える体制が確立されている割合 66.6%</p> <p>・ 照会マニュアルの作成 28.8%</p>	<p>・ 救急医療機関における消防機関からのホットラインの数設 38.1%</p>	<p>・ 全ての救急隊に救急救命士1名以上の配備を実施している。</p>	<p>・ 全ての本部で体制がとられている。</p>	<p>・ 体制がとられている。</p>	<p>・ 奥北部の但馬地域から兵庫県(尼崎市内等)及び県中北部の丹波地域から京都府(福知山市内)への県境を越える救急患者搬送の実績があることについて承認している。</p> <p>・ 隣接する府県のうち京都府、大阪府との間では救急医療情報システム上の応需情報を共有している。</p> <p>・ 現時点では県境間での搬送に係るルールの設定はできていないが、救急医療情報システムでのパスワード提供などの取組は既に進めており、今後ルール設定等についても協議を進めていく。</p>				
29 奈良県	<p>平日・医師対応(4病院)、医師に確認し看護師対応(20病院)、医師に確認し看護員対応(24病院)、その他対応(2病院)</p> <p>休日対応: 医師対応(6病院)、医師に確認し看護師対応(16病院)、医師に確認し看護員対応(27病院)、その他対応(1病院)</p>	<p>(速やかに受入判断行える体制) (マニュアルの有無) (マニュアルの共有化)</p>	<p>ある(2病院)、なし(6病院) うち医師対応(6病院)、医師以外(2病院)</p>	<p>いる(7病院)、いいえ(3病院)</p>	<p>搬移可能(12消防)、不可(1消防) 手順書ある(13消防)</p>	<p>ある(13消防)100%</p>	<p>ある(13消防)100%</p>	<p>ある(13消防)100%</p>	<p>把握している(10消防)、いいえ(3消防) ルールが定められている(2消防)、いいえ(11消防)</p>	<p>医療機関が定められている(1消防)、いいえ(12消防)できる(13消防)100%</p>
30 和歌山县	<p>多くの分岐取扱い救急応需医療機関で当該体制をとっている。</p>	<p>上記体制がとられない医療機関すべてで、窓口から院内の医師等に対する受入判断の照会を行なう体制が確保されている。</p> <p>上記医療機関のうち半数で照会応答マニュアルが作成されている。</p> <p>上記のマニュアルを作成している医療機関のうち半数が地域の消防本部にも情報共有されている。</p>	<p>分岐を取り扱う救急告示医療機関のうち半数で設置されている。</p> <p>上記ホットラインを設置している医療機関のほとんどで対応者が医師等と定められている。</p> <p>上記のマニュアルを作成している医療機関のうち半数が地域の消防本部にも情報共有されている。</p>	<p>分岐を取り扱う救急告示医療機関のうち半数で作成。</p> <p>救急隊は全て救急接種(接種工程、II 接種、若しくはI 接種)を修了した3名以上で構成されている。</p> <p>上記ホットラインを設置している医療機関のほとんどで対応者が医師等と定められている。</p>	<p>救急接種の特殊病歴別応急措置において、妊娠の観察・処置を修得済み、手順書等はない。</p>	<p>受入照会のみならず、救急業務全般(病院選定、医師の指示・指導申請、応援要請、ドクターカー・ドクターヘリ要請等)について、救急隊と本部指令センターの連携体制は構築されている。</p>	<p>当県においては地域MIO協議会は未設置、県MIO協議会にあっても該当する体制はない。</p>	<p>把握していない。</p>	<p>周辺期の緊急医療の広域連携体制整備について、現在近畿4府県知事会議を加府県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府)、兵庫県、奈良県、和歌山县、徳島県)で担当部署による検討会を開催している。それぞれの府県で、広域連携協議の観点となる広域搬送調整拠点病院を設置しているが、搬送手順等の詳細については今後検討していくこととなっている。</p>	
31 島根県	とられている。	一部の救急医療機関では窓口を通す体制となっているが、この場合でも医師等につなげるためのマニュアル、ルールが開拓者と共に共有されている。	ホットラインは設置され、医師等によく対応となっている。	作成している。	配置されている。	手順書等はないがルールは徹底されている。	とられている。	とられている。	ルール等の定め済し	固られていない。
32 島根県	医療機関の体制に関しては、産婦人科を標準としている県内の救急病院16機関	分娩を取り扱っている12機関のうち、消防機関との専用回線電話を設置している病院は10機関であり、電話機は救急外来に設置された医師・看護師が受電する体制が取られている。また、応急判断は半数の病院で作成されている。なお、専用回線電話を設置していない病院についても、救急無線一般電話により救急外来の医師等と消防機関の連携が図られており、情報伝達において特に大きな問題があるとの報告はなかった。		配備されている。	可能である。手順書は特に作成されていない	全ての消防本部で救急隊と指令センター双方が早期に連携し照会を行なう体制がとられている	救急搬送支援に係る相談・助言を行なう必要がある地域では全て体制がとられている。特に行なっていない地域もあるが、その必要がない場合のみである。	各消防本部へ搬送したこところ、県外搬送についてはH18年中に10件(うち院内搬送7件)であることが確認された。疾病別による搬送医療機関では把握していないが、県外搬送は少なく、また、その多くが軽症搬送であるため受け入れにあたって問題は生じていない。	救急医療情報システムを当県では導入していないが、現在のところ特に支障は生じていない。	
33 岡山県	搬送受入の判断は医師等が行っている。	窓口から院内の医師等に対しての受入判断照会は行われているが、照会応答マニュアルを作成していない医療機関もあり、消防機関との情報共有は図られていない。		実際に搬送されなかった搬送照会記録を作成している医療機関は少ない。	配置されている。	可能である。手順書はない。	体制がとられている消防本部 8 体制がとられていない消防本部 6	体制がとられている消防本部 3 体制がとられていない消防本部 11	14消防本部中、12消防本部が県境を越える搬送に係るルールを定めている消防本部はない。	現在岡山との情報の共有化は図られていないが、パスワードの提供要請があれば、提供可能である。

都道府県	(2) 緊急医療と周産期医療の連携 (ア) 医療機関の救急部門と産科部門の連携		(3) 地域における産科医療体制の確保 (ア) 地域における産科医療体制の確保		(4) 妊婦健診の受診動向 (ア) 妊婦健診受診		(イ) 公費負担の実施				
	医療機関の救急部門において妊婦の産科部門を有する医療機関において、搬送照会を受けた場合、必要に応じ、他部門の診療を必要とする患者の搬送紹介を受けた場合、同一又は県内同一医療機関の他の医療機関の救急部門等に連絡がとれる等連携体制が確保されているか。	一般の緊急医療情報システムでの対応が利用できる体制が確立されているか。	医療計画において、産科に係る医療体制が構築されているか。	問題となった過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	県下の医療機関における分娩費用を把握しているか、その上で、適切な分娩対策に係る具体的な取組を実施しているか。	都道府県において、(特に夜間・休日にについて)県下の産科医の充足状況を十分把握しているか、その上で、各様の医師不足によるよう具体的な指導・助言を行っているか。	県内の各市町村において、妊娠健診の受診動向を行っているか。また、公費負担の費用について十分な公費負担が図られているか。				
26 京都府	約4割が確保されている	確保されている	利用できる体制がとられている	産科に係る医療体制が構築されている。 夜間等空白時間は存在しない。 ハイリスク症例の受け入れ体制が確立されている。	MC協議会等において検証が行われている。	把握している。 医師確保の取り組みも実施している(算学金制度、研修・研究事業など)	一部把握している	妊娠届及び母子健康新規交付時に、若年出産(10代の妊娠)、高齢出産、未婚等、支援が必要と思われる妊娠には面接、又は後日保健師が家庭訪問を実施し、必要に応じ医療機関への受診勧奨等を行っている。	地域住民に対しては、市町村広報等で平成19年度の各市町村における妊娠健診の公費負担の状況、及び平成20年度の公費負担状況については別添のとおり。		
27 大阪府	確保している(18病院) 確保していない(2病院) その他(4病院)	確保している(15病院) 確保していない(4病院)						平成18年度までは、府内全市町村で1回の妊娠につき2回(妊娠前期、後期にそれぞれ1回)の健診費用を公費負担。平成19年度は、公費負担回数を増やした市町村4か所、平成20年度に回数を増やす予定。市町村が公費負担回数を増やす措置をとる予定。			
28 兵庫県	連携体制がとられている。	連携体制がとられている。	本県では、平成8年から、広域災害・救急医療情報システムに用意期間速の項目を追加し、空気情報等の検索が行えるようにし、平成19年6月には発足した周産期母子医療センターの周産期医療情報システムとして、総合周産期母子医療センターの周産期医療を提供することでしてシステムを再構築した。周産期救急医療システムには、産科医療機関名消防本部など100あまりの機関が利用可能になっている。	本県の保健医療計画では、周産期医療に係る医療体制の構築について記載している。それに基づき県内を7圏域に区分し、総合周産期母子医療センター(1カ所)及び地域周産期母子医療センター(9カ所)を整備し、ハイリスク症例の受け入れ体制を確立している。一方で、全国的な産科医師の不足を受けて、本年4月改定予定の保健医療計画の中では、県域の見直し等を実施する予定である。	メディカルコントロール協議会、周産期医療協議会等で検討を実施している。	本県では、「地場医療確保対策」を昨年3月に算定し、県内勤務医師の重い確保対策や医師の保育対策など、総合的な取組を進めている。 産科医師の確保については、医師の診療対策として、産科医師の多い女性医師の再就職を進めるために、離・退職した女性医師等のための女性医師再就業支援事業や、後期研修医の県職員採用等の施策を進めている。	① 妊婦・出産に伴うリスクがあった場合に、医療機関を受診することの啓発活動をあこなっているか ・行っている 35市町(85.4%) 妊婦配布冊子に啓発文を掲載。 ・今後行う予定 4市町(9.8%) マタニティセミナー、HP掲載等 ・行っていない 8市町(19.5%) ② 妊婦健診診査に公費負担措置されている旨の周知を図っているか ・行っている 41市町(100.0%) 等 ・行っている 11市町(28.6%) ・ポスター・チラシ、HP掲載等 ・今後行う予定 8市町(19.5%) ・行っていない 22市町(53.7%)	平成20年1月4日時点の実施状況では、兵庫県平均15回の公費負担が行われている。 ○ 公費負担回数状況(平成20年1月4日時点) 1回 19市町 2回 21市町 3回 0市町 4回 0市町 5回 1市町			
29 奈良県	いる(8病院)、ない(1病院)	いる(8病院)、ない(1病院)	利用はできないが、コーディネーターを介して利用できるよう改善(全ての場合はできていない。)	(医療計画)に周産期医療体制についての記載はあるが、構築されているとは言えない。 夜間に分娩取り扱う医療機関や助産所等の確保について、一部空白あるが確保(空白日を在宅当番医制、病院駐輪番制により体制確保を協議中)	いない。(5月末までにセンターを整備、基本構造を策定中)	一部あり。(昨年8月の事業は検証、今後周産期医療協議会を設置し検証予定)	把握している。(県内医療機関に調査を実施)取組も実施している。(修学資金貸与制度、ドクターパンク事業など)	分娩費用については一部把握している。 具体的な指導・助言は行っていない。 (なお、県立病院については、県下の状況を参考する予定)	実施している。	受診動向を行っている。	全国平均を下回る。(市町村に対し、充実を要請)
30 和歌山県	連携体制が確保されている。	連携体制が確保されている。	周産期救急情報システムは、県内の産科とNICUと併せ持つ医療機関について、それと同様の他の医療機関の救急部門との連携が図られている。	産科について、同じ医療機関又は県内の産科とNICUと併せ持つ医療機関について、それと同様の他の医療機関の救急部門との連携が図られている。	ハイリスク症例については、県立医科大学の総合周産期母子医療センターを中心として、社会保険経営病院の地域医療センターや日本赤十字社和歌山医療センター等が、地域の病院、診療所、助産所等からの搬送を受け入れることとしている。	過去3年間において問題となった搬送症例がない。	把握している。特に指導者は行っていない。(多くの機関では、30~40万円)	妊娠・出産に伴うリスク等については、市町村において母子健康新規交付には、好婦健診監査も含めた少子化対策に沿った実績があることと各市町村に通知するなどして、わかつやまとドクターパンク制度、青洲医師ネットの運営などにより、産科医師の確保に努めている。	妊娠・出産に伴うリスク等については、市町村において母子健康新規交付には、好婦健診監査も含めた少子化対策に沿った実績があることと各市町村に通知するなどして、わかつやまとドクターパンク制度、青洲医師ネットの運営などにより、産科医師の確保に努めている。	平成19年度地方財政措置の中では、好婦健診監査も含めた少子化対策についての実績があることと各市町村に通知するなどして、わかつやまとドクターパンク制度、青洲医師ネットの運営などにより、産科医師の確保に努めている。	平成19年度は、中核市を除く県内29市町村のうち1市町が5回分の公費負担としたのは妊娠前期1回、後期1回の合計2回の公費負担となつたが、今後公費負担の充実が図られるよう引き続き働きかけをしていくこととしている。
31 島根県	確保されている。	確保されている。	周産期救急情報システム(ネットや専用回線等によるもの)は未整備。	平成20年度からスタートする医療計画には掲載予定。	医療機関と自治体の連携者等によるハイリスク妊娠に対するチームを作っている事例有り。	県内病院に対して平成20年1月1日現在での診療科ごとの医師の充足状況の調査を実施したが、夜間・休日の診療に対する充足状況までは把握していない。 当該調査結果は、医師確保対策にかかる平成20年度当初予算要求の資料として活用している。	把握していない。	各自治体により取組状況は様々である。 〔実施例〕 ・ホームページでの呼びかけ ・母子手帳発行時ににおける窓口での呼びかけ及び保健師による指導 ・健診教育の場の設定 ・健康新規・市報への掲載等	各自治体により取組状況は様々である。 〔実施例〕 ・ホームページでの呼びかけ ・母子手帳発行時ににおける窓口での呼びかけ及び保健師による指導 ・健診教育の場の設定 ・健康新規・市報への掲載等	現状は、県内19市町村のうち、1町が7回分公費負担、1市が5回、2市が3回、残りの市町村は2回。	
32 岩手県	分娩を取り扱っている全ての病院でオンライン等による産婦人科医師との連携が取れている。一方で、分娩を取り扱っていない病院については、分娩を取り扱っている病院への紹介が直ちに行われ連携体制が確保されている。県内で分娩を取り扱っている病院には、他の診療科も併設されており、他部門の診療を必要とする患者については、他の医療機関も含めて高次医療機関へ連絡し搬送する体制が確保されている。			現在、平成20年度から5ヵ年を計画期間とする医療計画を策定中であり、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療に関する医療連携体制を構築している。全ての医療機関において分娩を取り扱う病院が確保されており、夜間の対応も行われている。	搬送症例の検証については、各地区的MC協議会において、産科を含め量症症例を中心に行われている。	平成18年度から県内の全病院に対して、「勤務医師実態調査を実施し、各病院から必要としている医師(勤務医師科別について)報告を受けていている。 また、医療対策課内に医師確保対策室を設置し、専任スタッフによる医師との面接、広報等の各種PR、各種研修開催事業、ブロック制度の実施など、「呼ぶ」「貢献する」「助ける」を3本柱に取り組みを行っている。 これら医師確保のための対策は、周産期医療体制の確保において最も重要な取り組みだと考えており、今後も連携して行っていく。	病院の分娩費用の把握については、今のところ、産科医の確保において必要なと感じられないため、行っていない。 また、医療対策課内に医師確保対策室を設置し、専任スタッフによる医師との面接、広報等の各種PR、各種研修開催事業、ブロック制度の実施など、「呼ぶ」「貢献する」「助ける」を3本柱に取り組みを行っている。 これら医師確保のための対策は、周産期医療体制の確保において最も重要な取り組みだと考えており、今後も連携して行っていく。	島根県では、県・市町村の広報誌やホームページ等で妊娠健診の受診動向及び公費負担措置の周知を図ることとともに、妊娠届出時や母親健診等の保健指導の際に制度周知に係る個人通知を行うなど細かな受診動向を行っている。 また、妊娠健診に関する母子健診課署の「誰やか親子11の島根県版となる「誰やか親子11」は県でも実施把担を行つて予定している。市町村の保健指導の連携の基で推進することとしている。 妊娠健診を受けない所渭「飛び込み出産」の状況については、全国周産期医療(MFCU)連絡協議会の調査結果で、当県内でも年間に数例ある旨が報告されているが、今後、県でも実施把担を行う予定している。市町村、県及び各医療機関で周産期医療に関する検討会を開催し、医療機関、市町村、保健所等関係者の連携を図る中で、ハイリスク妊娠等の早期支援を行ふこととしているが、このような取り組みにより未受診の出産を繰り返す妊娠等に対して、その把握と適切な指導・助言を行ふことができると考えている。	島根県内で妊娠健診についても回以上公費負担措置を実施している市町村は10市町村あるが、平成20年度からは全ての市町村で5回以上の公費負担措置がなされる予定である。		
33 岡山県	救急部門と産科部門との連携は取れている。 県内に2つの総合周産期母子医療センター及び4つの地域周産期母子医療センターがあり、妊娠搬送等を受け入れているが、これらすべてがいわゆる総合病院であり、診療科をまとめる対応が可能である。	消防機関が周産期救急情報システムを利用することが可能である。	第5次岡山県保健医療計画(平成16年度策定)において、2ヶ所の総合周産期母子医療センター、4ヶ所の地域周産期母子医療センターを指定し、これらのセンターと地域の小児科・小児科医療とのネットワークを構築してハイリスクの母体・新生児に高品質な周産期医療を24時間体制で提供する体制を整えている。 また、周産期医療施設オープン病院化事業を実施し、精査連携システムの構	過去の搬送症例については、岡山県周産期医療協議会の場での検証を行っている。現在のところ、問題になつた症例はない。	県内各医療機関での分娩取扱い施設、産科医師、分娩数等を把握している。 これらの状況を踏まえ、岡山県保健医療協議会周産期医療対策部会を開催し第1回(平成11年5月)開催、第2回(平成20年4月)開催予定)。	分娩費用は把握していない。	母子健診手帳の交付の際に、保健師等による個別相談を行ない、妊娠健診の受診動向を実施するとともに、妊娠届出時や母親健診等の保健指導の際に制度周知に係る個人通知を行う必要性について個別相談の中で周知している。 また、新たに医療機関の協力を得て、早期の妊娠届出を促進させるための広報を実施することとしている。	県内27の全ての市町村に對し、公費負担による妊娠健診診査から回以上行われるよう働きかけている。			